

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 証 番 号	愛媛県公安委員会 第290号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	あい代行運転
	主たる営業所が所在する市町	松山市
処 分 年 月 日		令和6年12月6日
処 分 内 容		営業停止命令（30日間） 令和6年12月6日から令和7年1月4日まで
処 分 理 由		<p>令和6年4月23日付け（車両保険の更新）及び同年6月11日付け（車両変更）であい代行運転にかかる変更届出書を受領したが、その際、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項に定められている変更事項が生じた場合に、その変更のあった日から10日以内に変更に係る事項を記載した変更届出書を提出する義務の違反が認められた。</p> <p>令和6年8月13日、上記違反に係る指示処分2件を受けたことによって、同法施行令第5条第1項第2号に掲げる営業の停止の基準を超過したため。</p>
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
処分を行った公安委員会		愛媛県公安委員会

注 処分内容欄は、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。